

高原町立後川内小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」及び「高原町いじめ防止基本方針」（平成29年11月に最終改定）が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「高原町立後川内小学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがいのない存在であり、いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(3) いじめの基本認識

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会、関係機関などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

① いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

② いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

③ いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学級及び全体で組織的かつ継続的に対応します。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、柔軟な対応による対処を行います。ただし、この場合においても情報は共有していきます。

④ 地域・家庭との連携

いじめ問題を防止、解決するためには、家庭、地域社会の協力が必要不可欠です。そこで、PTA総会や参観日、個人面談等を活用し、学校における取組を周知するとともに、学校と家庭、地域社会が連携をとりながら対策を推進していきます。

⑤ 関係機関との連携

学校において必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要です。そこで、日頃から情報共有体制を構築しておきます。また、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を活用し、教育相談等を適宜実施していきます。

ア 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法 ※ 教育相談員の活用
- ・ 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・ SSWの活用（高原町及び宮崎県教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握 ※ 民生児童委員の活用

エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言 ※ 町保健師の活用

3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「育みの会（いじめ不登校対策委員会）」を開催します。毎月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

全教職員（本校は小規模であるので全教職員を構成員とする）

【活動】

- 本委員会の活動内容の児童・保護者への周知
- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり、必要に応じて児童会会合の企画
- 学校いじめ防止基本方針作成・評価・見直し（学校評価におけるPDCAサイクルの活用）
- 年間指導計画、「いじめ防止プログラム」の作成・評価・見直し
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・いじめであるかどうかの判断、対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定、支援・対応の窓口

(2)いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 縦割り清掃活動や交流給食等異学年による交流
- 読書活動、ボランティア活動の推進
- 児童会活動やクラブ活動の充実
- 集団登校、あいさつ運動（あいさ2の日）
- 後川内中学校との一貫教育における交流活動
(運動会、駅伝・持久走大会、はがき作り、学習発表会、中学校の立志式への参加等)
- 町内4校合同での宿泊学習（5年）、修学旅行（6年）
- 年間2回の交流学习

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開（生徒指導の3つの機能を取り入れた授業の推進）
- 「特別の教科 道徳」や学級活動等での話し合い活動の充実

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定

(ウ) 全教育活動を通して道徳教育(情報モラルを含む)を行い、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- 情報モラルに関する指導
(「特別の教科 道徳」や総合的な学習の時間、学級活動等への位置付け)

(エ) 教職員の人権意識を高め、いじめの問題に対してその態様に応じた適切な対処ができるようにするために、体罰禁止を含めた研修を行います。

- 人権教育研修
- 「学校いじめ基本方針」の共通理解を図るための研修

(オ) 家庭・地域、関係機関でいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域、関係機関との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明、「いじめ相談担当者」の周知
- 学校だよりやホームページ等を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開の実施（参観日）
- 保護者を対象とした研修会の開催（家庭教育学級等）
- 高齢者クラブ等の地域との交流
- 高原町教育委員会によるモニターのアンケートの活用
- 一貫教育の推進（9か年間を見通した生徒指導、相互の生徒指導上の情報の共有）
- S S Wによる教育相談

② いじめの早期発見

ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象にアンケート調査を実施します。

- 学校独自のアンケートの実施（心のアンケート：毎月）
- 県下一斉のアンケートの実施

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定（5月・9月・11月・1月・3月）
- いじめ相談窓口（「ふれあいコール」、高原町適応指導教室の相談電話）、本校の「いじめ相談担当者」の周知

ウ 育みの会（いじめ不登校対策委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議での全ての情報の共有、記録
- 進級審議会の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の確認と追跡

エ 家庭・地域、関係機関でいじめの早期発見のための連携を推進します。

- いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインの作成
- 児童の発する具体的なサインを教職員と保護者で共有
- 望ましい人間関係の醸成を図るための自己評価
- SSWも交えた教育相談
- 他校のいじめ相談担当者との連携

③ いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有と事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会（育みの会）を開き、情報を共有化し、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が高原町教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

ウ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、高原町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会（育みの会）で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会（育みの会）において、指導及び支援の方針を決定します。
- 全教職員が連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

エ 関係機関への報告

- 校長は高原町教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

オ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

④ インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめとは

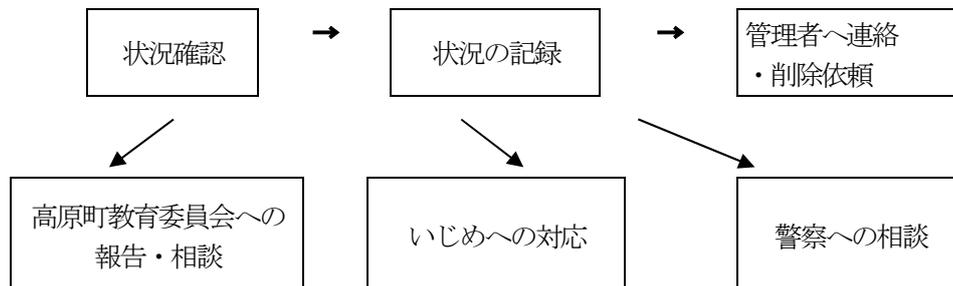
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載などがインターネット上のいじめであり、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることになり、犯罪行為に当たります。

イ インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
- 各教科、学級活動等において情報モラルに関する指導の充実を図ります。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ インターネット上のいじめへの対応

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応します。



※宮崎県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(3) その他の留意事項

①校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

② 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

- いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、宮崎県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。
- 「望ましい人間関係の醸成を図るための自己評価」を実施し、自己改善に努めます。

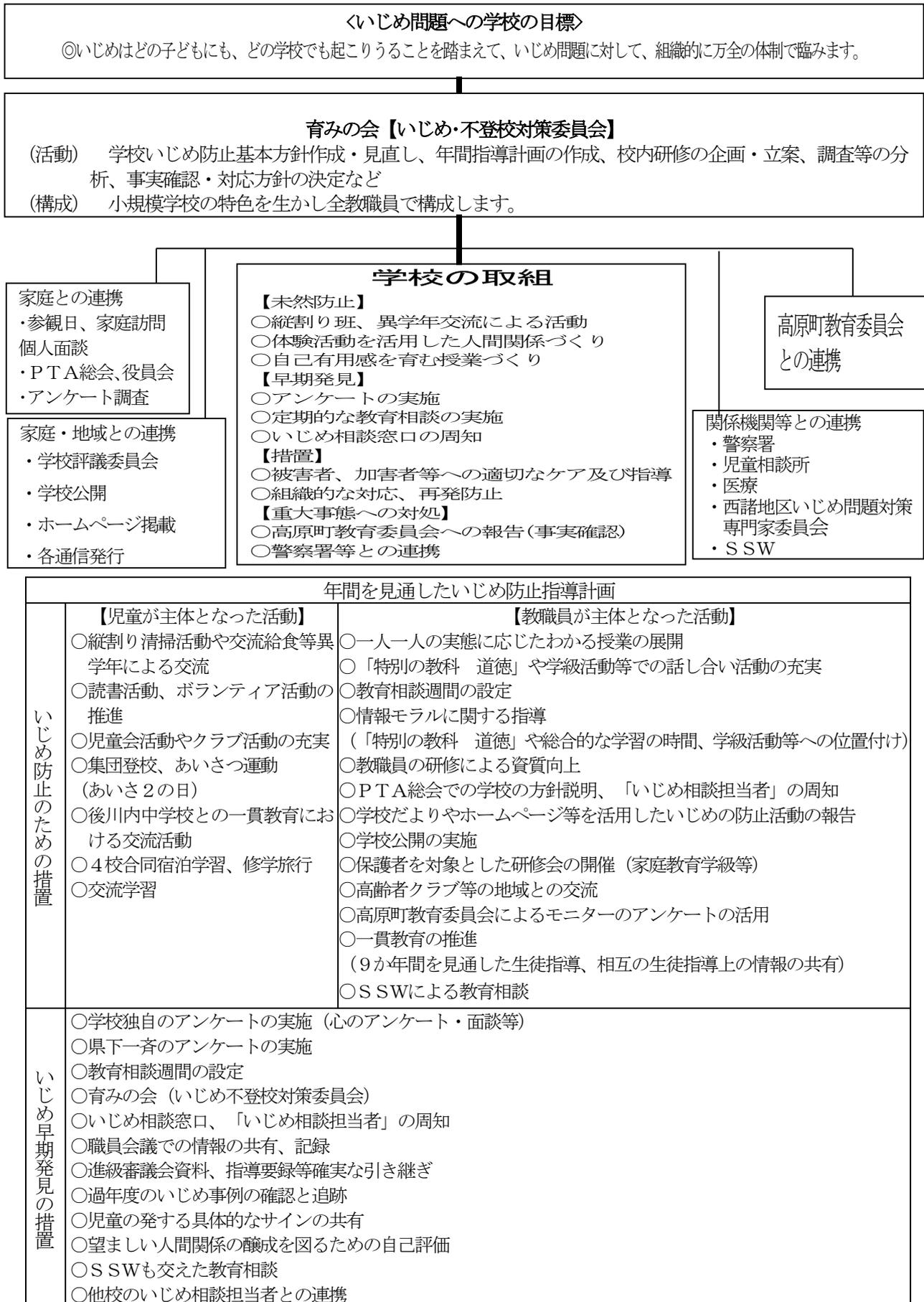
(4) 重大事態への対処

- ① いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が高原町教育委員会に報告するとともに、高原町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。
 - ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額な金品を奪い取られた場合など
 - イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- ② 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 基本方針の点検と必要に応じた見直し
 - ① 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
 - ② 学校の基本方針について、PTA総会及び文書（回覧板の活用）、ホームページで公表します。

5 いじめ防止基本方針 全体構想



別紙 1

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サイン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
給食中	一人だけ机を拭いてもらえない。 給食当番で、「つぐな（配膳するな）」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。 グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。 食欲がなくなる。給食のおかずやデザートを他人に与えている。
休み時間	用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。 一人でぼつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。 特定のグループと常に同一行動をとる。
清掃時間	一人で清掃している。 後片付けをいつも一人でしている。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動（少年団）の準備、片付けをしている。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、目配せをしたり、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

別紙2

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

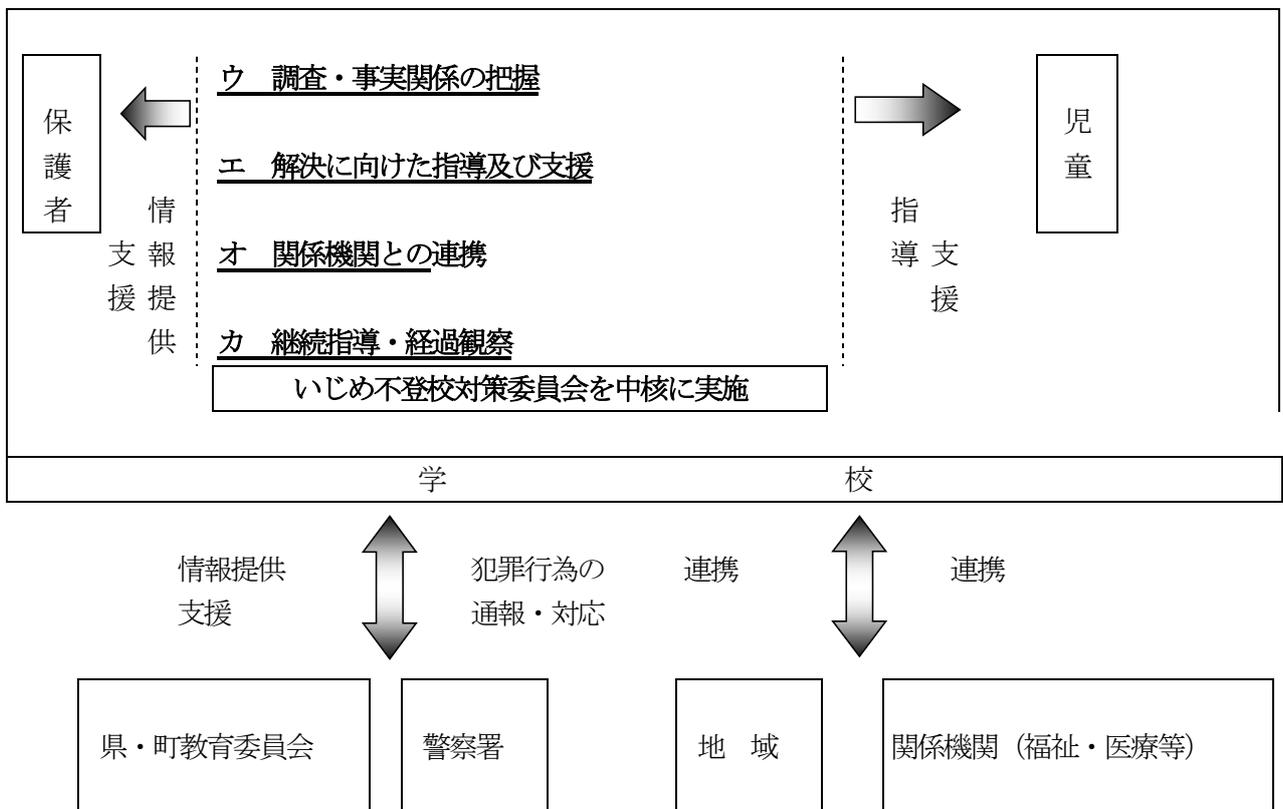
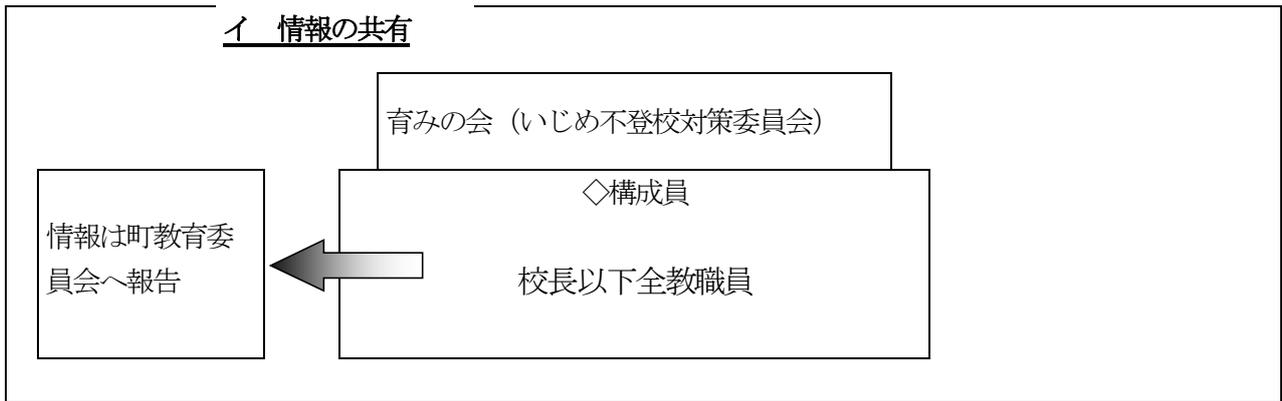
サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



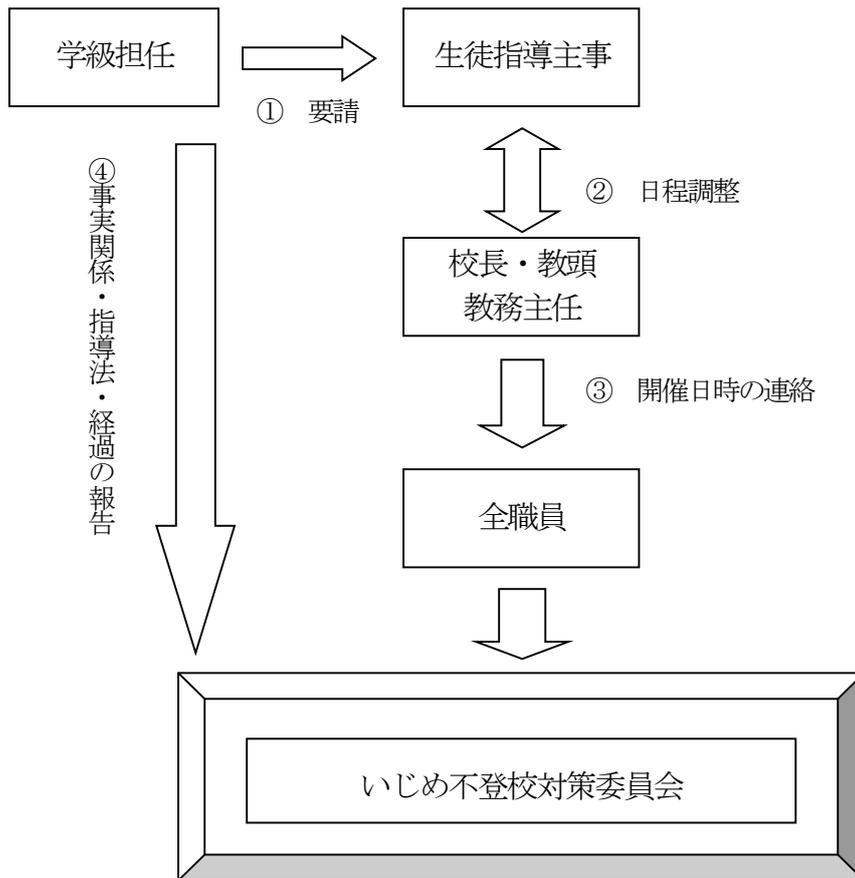
別紙4 望ましい人間関係の醸成を図るための自己評価

場面	具体的な指導の視点	◎○△
朝の出会い	<input type="checkbox"/> 自分から進んで、子どもたちに明るいあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 遅刻した子どもに対して、温かい対応をしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 心のこもったあいさつが学級の中で広がるような指導や援助をしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 話しかけてきた子どもの話をしっかりと聞いてあげていますか。	
朝の会	<input type="checkbox"/> 楽しい1日の始まりとなるように、歌を歌ったりしてなごやかな学級の雰囲気づくりをしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 健康観察の中で、一人一人の健康状態を的確に把握するとともに、個に応じた温かい言葉かけや対処をしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 欠席や病気の子どもに対して、他の子どもたちが思いやりの心を持つような指導をしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 欠席した子どもに対して、家庭と連絡をとったり、いたわりの言葉をかけたりしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 誕生日の子どもへの祝福や明るい話題の提供に心がけていますか。	
授業中	<input type="checkbox"/> 学ぶ側に立った教材研究がなされていますか。	
	<input type="checkbox"/> 一人一人が活かされるような多様な授業展開が考えられていますか。	
	<input type="checkbox"/> 指名するときは、～君～さんをつけて、名前で呼んでいますか。	
	<input type="checkbox"/> できるだけたくさんの子どもの出番を与えるように、発表や活動の場を多く設定していますか。	
	<input type="checkbox"/> 子どもたちの学習のペースに配慮していますか。	
	<input type="checkbox"/> 一人一人が自分の考えを持って参加できるように配慮したり、一人一人の思考過程を大切にしたりしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 子どものつぶやきを大切にしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 誤答や間違いを無視せず、人間性を認めるような配慮（支援）をしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 誤答や間違い、ただどしい発言に対して、冷笑したりしないで、最後まで心をこめて聞くような温かい雰囲気づくりをしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 机間指導しながら、一人一人に温かく対応していますか。	
<input type="checkbox"/> 分からないことや疑問が残った子どもに対する配慮をしていますか。		
給食	<input type="checkbox"/> 特定の子どもに負担が掛かることのないような当番の役割分担ができていますか。	
	<input type="checkbox"/> 食事中は、温かい人間関係づくりに積極的に取り組んでいますか。	
	<input type="checkbox"/> 楽しい給食時間になるように、明るい話題を提供したりして雰囲気づくりに努めていますか。	
	<input type="checkbox"/> 食べるのが遅い子どもや少食の子どもに対する配慮をしていますか。	
昼休み	<input type="checkbox"/> 子どもたちと一緒に遊ぶなどして、児童理解が図れていますか。	
	<input type="checkbox"/> 一人ぼっちでいる子どもがいたら、声をかけたり、遊びに誘ったりしていますか。	
	<input type="checkbox"/> 子どもと雑談などして、子どもの話の聞き手になってあげていますか。	
	<input type="checkbox"/> みんなで楽しく遊ぶ日を決めて、実行していますか。	
	<input type="checkbox"/> 子どもの望ましくない行動を見たら、頭ごなしに叱らずに、まず理由を聞くようにしていますか。	
<input type="checkbox"/> 子ども同士のトラブルが起こったとき、双方の言い分を聞いてあげていますか。		
清掃	<input type="checkbox"/> 清掃場所へ行って、共に汗を流していますか。	
	<input type="checkbox"/> 特定の子どもに負担が掛かることのないように、仕事の分担などに配慮していますか。	
	<input type="checkbox"/> 子どもたちに協力することの大切さや勤労の喜びを感じ取らせていますか。	
帰りの会	<input type="checkbox"/> 子どもたちに今日一日を振り返らせ、明日からの自分の在り方を考えさせていますか。	
	<input type="checkbox"/> 子どもたちの親切や思いやりのある行動をみんなで認め、称賛してあげていますか。	
	<input type="checkbox"/> 機会をとらえ、望ましい人間関係づくりに関して、明日からの希望につながるような話をしてあげていますか。	

いじめに対するアクションプラン

内容	時	だれが	どうする
①児童自身または保護者から訴えてきたとき	随時対応	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や児童から、多くの情報を収集し、記録する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・いつ <li style="width: 33%;">・どこで <li style="width: 33%;">・誰が <li style="width: 33%;">・どうした <li style="width: 33%;">・どうなった </div>
②保護者や児童からうわさを聞いたとき	休み時間 放課後		<ul style="list-style-type: none"> ○被害者と加害者に事実関係を確かめる。 ○生徒指導主事に報告する。 ○校長を中心にして、対応を協議する。協議の内容を記録する。 ○加害者・被害者の指導を行い、経過を注意深く観察する。 ○保護者に事実や指導内容を詳しく説明し、理解並びに協力を求める。
③学級担任が現場を発見したとき	休み時間 放課後 授業中	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者・加害者双方から話を聞き、記録する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・いつ <li style="width: 33%;">・どこで <li style="width: 33%;">・誰が <li style="width: 33%;">・どうした <li style="width: 33%;">・どうなった </div> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは絶対に許されないことを話し、二度と繰り返さないように毅然とした態度で指導する。 ○傍観者とならないように、周りの児童に対しても指導する。 ○生徒指導主事に報告する。 ○校長を中心にして、対応を協議する。協議の内容を記録する。 ○加害者・被害者・周りの児童に適切な指導を行い、経過を注意深く観察する。 ○保護者に事実や指導内容を詳しく説明し、理解並びに協力を求める。
④学級担任以外が現場を発見したとき	休み時間 放課後	発見者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者・加害者双方から話を聞き、記録する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・いつ <li style="width: 33%;">・どこで <li style="width: 33%;">・誰が <li style="width: 33%;">・どうした <li style="width: 33%;">・どうなった </div> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは絶対に許されないことを話し、二度と繰り返さないように毅然とした態度で指導する。 ○傍観者とならないように、周りの児童に対しても指導する。 ○生徒指導主事、学級担任に報告する。 ○校長を中心にして、対応を協議する。協議の内容を記録する。 ○加害者・被害者・周りの児童に適切な指導を行い、経過を注意深く観察する。
		学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは絶対に許されないことを話し、二度と繰り返さないように毅然とした態度で指導する。 ○傍観者とならないように、周りの児童に対しても指導する。 ○生徒指導主事、学級担任に報告する。 ○加害者・被害者・周りの児童に適切な指導を行い、経過を注意深く観察する。 ○保護者に事実や指導内容を詳しく説明し、理解並びに協力を求める。

○いじめが継続している場合は、学級担任は、生徒指導主事に「いじめ不登校対策委員会」開催の要請を行う。



○いじめが見られなくなった場合は、学級担任は「いじめ不登校対策委員会」で、事実関係・指導法・結果を報告する。

※ この場合の「いじめがみられなくなった場合」とは、「高原町いじめ防止基本方針（平成29年）」の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の「2 町内小・中学校におけるいじめの防止等に関する取組（4）のウの（カ）」によるものとする。

後川内小学校「いじめ防止プログラム」

1 一年間を通じた取組

具体的な取組 (いつ)	目的・具体的な指導内容
集団登校 (毎朝)	○ 高学年としての責任感や安全意識の高揚のために 、集団登校を行う。班長、副班長として、思いやりの心や規則を守ること等について指導する。
あいさつ運動 (毎月2のつく日)	○ マナーやボランティアの方への感謝の気持ちを育むために 、あいさつ運動を行う。 あいさつの大切さや気持ちのよいあいさつができるように 指導する。
ボランティア活動 (毎朝)	○ 奉仕の心を育むために 、登校後にボランティア活動 (除草や清掃) を行い、 奉仕の心やきれいになったときの気持ちよさなどに気付くことができるよう 指導する。
授業 (毎日)	○ 児童が楽しい学校生活を送れるようにするために 、個に応じた分かりやすい授業を展開し、 課題解決能力や協力、自己肯定感、満足感、達成感などを味わわせる。
休み時間・昼休み (毎日)	○ いじめ防止、早期発見のために 、できるだけ児童とともに過ごし、話しやすい雰囲気をつくることに努める。 言葉遣い、廊下歩行、遊ぶ時のルールなどについて 指導する。
交流給食による異学年交流 (給食実施時)	○ 児童の望ましい人間関係の育成と感謝の気持ちを育てるため 、交流給食を実施する。給食の準備を協力して行うことを通して、 協力することの大切さや感謝の気持ち が育つよう指導する。
縦割り班【うしろキッズ】による清掃活動 (水曜以外)	○ 児童の望ましい人間関係の育成を図るために 、縦割り班による清掃活動を行い、教職員も一緒になって清掃活動に取り組みながら、 責任感や思いやりの心が育まれるよう 指導する。
読書活動の推進 (朝の活動・うち読の日)	○ 児童の豊かな情操を育むため 、朝の活動で 読書 を行う。また、毎月1回、家庭で読書や読み聞かせを行う「 うち読の日 」を設定する。
児童会活動・クラブ活動 (実施するとき)	○ 児童の望ましい人間関係の育成を図るために 、協力することの大切さや 思いやりの心 などが育まれるよう指導する。
心のアンケート (毎月)	○ 児童の悩み等の実態を把握し、いじめの早期発見につなげるために 、 アンケート を実施する。アンケートの結果については、学級担任が当該児童と教育相談を行い、詳しい内容を記録し、育みの会で報告をする。
育みの会 (毎月)	○ 教職員全員で、児童の悩み等や対応について共通理解を図るために 、 心のアンケートの結果 を全職員で共有し、 対応を協議 する。
情報モラルに関する指導 (年間指導計画による)	○ インターネットによるいじめ防止のために 、「 特別の教科 道徳 」や学級活動、その他の教科において、 情報モラル について指導する。
ホームページの活用 (通年)	○ 保護者や地域、町民にいじめについての認識を正しく理解してもらうとともに 、学校の取組を周知し、 学校と家庭、地域、町が一体となっていじめ防止に取り組んでいけるように 、「 学校いじめ防止基本方針 」をホームページに掲載する。
モニターによるアンケートの活用 (毎月)	○ 児童の規範意識を高めるため 、モニターによるアンケート結果を活用する。 あいさつや登下校中の様子について気になることがあれば 指導する。
高齢者クラブ等の地域との交流 (クラブ活動)	○ 自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため 、高齢者クラブ等、 地域の方との交流 (グランドゴルフ等) を行う。 思いやりや感謝の気持ち を指導する。

2 各月の取組

月	具体的な取組	目的・具体的な指導内容
4月	育みの会	○ 児童・生徒理解のために 、春季休業中に中学校と合同で行う。内容については、昨年度までの 児童・生徒の学習面や生徒指導面 などについての 共通理解 を図る。
4月	参観日・PTA総会	○ 保護者や地域にいじめについての認識を正しく理解してもらうとともに 、 学校の取組を周知し、学校と家庭、地域が一体となっ ていじめ防止に取り組んでいけるように、「 学校いじめ防止基本方針 」の説明・「 いじめ相談担当者 」の周知を行う。
4月	家庭訪問	○ 児童の家庭環境を把握するとともに 、 児童・保護者の願い等を聞き、学校と家庭とが連携を図れるように するために。家庭訪問を行い、 学習面や生活面、教育方針等について保護者と話し合う 。
4～5月	運動会練習・運動会	○ 望ましい人間関係の醸成を図るために 、中学校との合同運動会練習・合同運動会を通して、 責任を果たす、がんばりを認める、励ますなどの指導 を行う。
6月	職員研修	○ 教職員の人権意識の高揚を図るため 、 人権に関する研修を実施 する。
6月	参観日	○ 学校と家庭、地域が一体となっ ていじめ防止に取り組んでいけるように、参観授業では、 全学年が人権に関する内容を授業で取扱い、児童とともに人権について考える機会とし、お互いの人権を尊重して いけるよう指導する。
7月	集団宿泊学習（5年）	○ 望ましい人間関係の醸成を図るために 、 集団での体験、宿泊を通して、「規律」・「共同」・「友愛」・「奉仕」の心を指導 する。
7月	個人面談	○ 児童の様子等を把握するために 、 学校での様子や家庭での様子を保護者と話し合う 。
7～8月	後川内夏祭り準備	○ 望ましい人間関係の醸成を図るために 、 祭りの準備を通して、協力して一つのものを作り上げていく喜び、責任感などを指導 する。
9月	はがき作り	○ 物を大切にする態度や感謝の気持ちを育むために 、 牛乳パックを再利用したはがき作りに、中学校と合同で取り組む 。完成したはがきは、あいさつボランティアの方への感謝の手紙を書いて渡すことを伝え、 心を込めて物づくりに取り組む心 を指導する。
10月	合同発表会準備・合同発表会	○ 表現力の育成、保護者や地域への学習の成果の発表の場とするために 、 中学校と合同で発表会を行う 。 表現力の育成や協力することの大切さ、認め合うことの大切さを指導 する。
11月	修学旅行（6年） 秋の遠足（1～5年）	○ 望ましい人間関係の醸成を図るために 、 様々な活動を通して、協力することの大切さを指導 する。
12月	駅伝・持久走練習・大会	○ 最後まで粘り強くあきらめない態度を育てるため 、 中学校と合同で駅伝・持久走大会を行う 。 粘り強く取り組む態度、応援することの素晴らしさなどを指導 する。
1月 3月	給食感謝集会 読み聞かせ感謝集会	○ お世話になっている方への感謝の気持ちを育むため 、 手紙やプレゼントを渡し、感謝の意を表す 。 日ごろお世話になっている方への感謝の気持ちを指導 する。
3月	卒業式準備・練習・卒業式	○ 感謝の気持ち、新学年に向けての気持ちを高めるため 、 協力して準備をすることの大切さ、感謝の気持ちなどを指導 する。